



広報

平成21年(2009年) 4月1日

臨時号

# いながわ

編集・発行  
猪名川町総務課

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 電話番号 072 (766) 0001 (代表) ファックス番号 072 (766) 3732

## 定額給付金の 手続きが始まります



給付対象世帯に申請書を送付  
4月中旬までに届かない場合はご連絡を！

### 目的

定額給付金は、景気後退下での住民の皆さんの不安に対処するため、給付することにより住民の皆さんへの生活支援を行い、あわせて、地域の経済対策に役立てることを目的としています。

この制度の概要は次のとおりですので申請いただき、町内の経済活性化にご協力をお願いします。

### 給付の対象となる人

基準日(平成21年2月1日)において、次のいずれかに該当する人が給付の対象です。

- 猪名川町の住民基本台帳に記録されている人
- 猪名川町の外国人登録原票に登録されている人(不法滞在者および短期滞在者を除く)

### 申請・受給ができる人

次のいずれかに該当する人が申請・受給できます。  
住民基本台帳に記録されている人については、その世帯の世帯主  
外国人登録原票に登録されている人のうち、給付の対象となる要件に該当する人(15歳以下の人  
は、世帯主または保護者が

### 給付金額

申請してください)  
1人1万2千円です。ただし、基準日において65歳以上の(昭和19年2月2日以前生まれ)と18歳以下の人(平成2年2月2日以降生まれ)は2万円です。

### 申請期間と方法

4月1日から10月1日の6カ月間に、次の方法で申請してください。

### 郵送申請

申請書を郵送により提出  
窓口申請 申請書を町の窓口に提出(混雑が予想されますので、郵送による申請にご協力ください)

### 受給方法と時期

受給方法は、原則として、申請者が指定した金融機関の口座へ振り込みます。金融機関に口座を設けていない人は、現金で支給します。  
受給時期は、申請書受付後、申請者ごとに郵便でお知らせしますが、おおむね次の通りです。  
口座振り込みの場合  
申請書提出後、振り込み

## 定額給付金Q & A

- Q1 基準日(平成21年2月1日)に出生した者は、給付の対象となりますか  
対象となります。基準日より後に出生した人は、対象外です。
- Q2 基準日(平成21年2月1日)より後に死亡した者は、給付の対象となりますか。また、基準日に死亡した場合はどうですか  
どちらも対象となります。基準日より前に死亡した人は、対象外です。
- Q3 基準日(平成21年2月1日)より後に転出した場合、転出元と転出先のどちらで定額給付金を受け取るようになりますか  
転出日が基準日より後(2月2日以降)の人は、猪名川町が定額給付金の給付を行います。転出日が基準日まで(2月1日まで)の人は、転出先の市町村が給付します。
- Q4 定額給付金の振込口座を何口かに分けて受給できますか  
基準日における世帯主の口座に、世帯分をまとめて振り込みますので、1世帯につき1口座となります。
- Q5 世帯主が長期不在の場合、家族が代わりに申請できますか  
世帯主の代わりに家族が申請することができます。その場合、振込先は世帯主の口座でも、家族の口座でも選ぶことができます。ただし、申請書下欄の代理申請の記載が必要となります。
- Q3 定額給付金を使う予定がないので、寄付できますか  
できます。一旦、定額給付金をお受け取りいただいた後で、寄付をお願いします。寄付先に関しては、ご相談を承りますので、定額給付金対策室までご連絡ください。

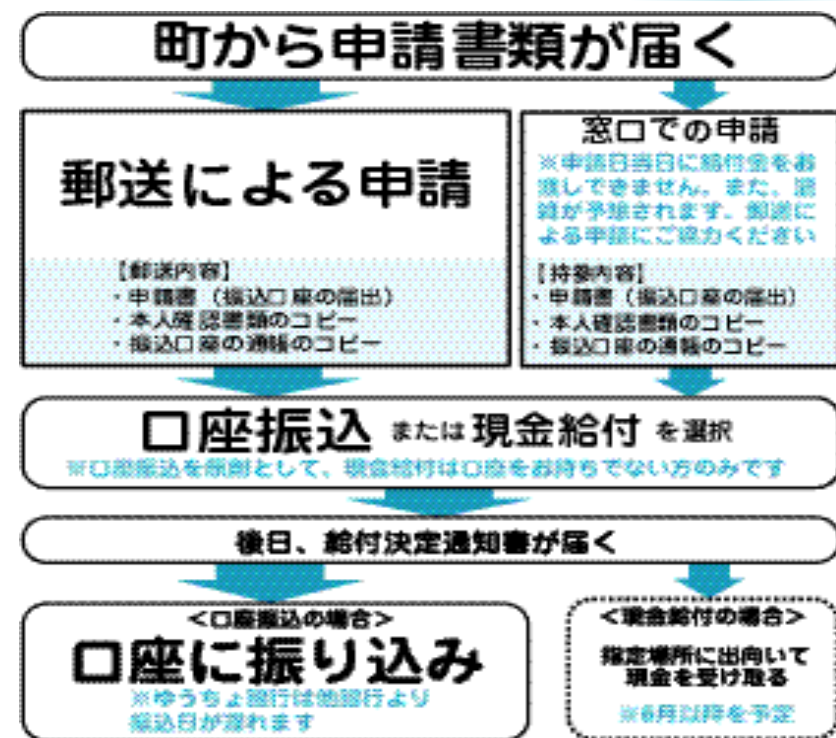
3つのお願ひ

- ・ 早めの申請
- ・ 郵送での申請
- ・ 口座への振り込み

「ご協力ください！」

までに3週間程度(第1回の支給開始は4月23日を予定)かかります。ただし、ゆうちょ銀行は振り込みまでに1カ月半程度かかります。

現金給付の場合  
6月以降の給付となります。



定額給付金や子育て応援特別手当の支給を装った「振り込めサギ」「個人情報の聞き出し」などにご注意！

町役場や国などをかたった不審な電話や郵便物などが届くなどおかしいと感じたら、すぐに川西警察署(755-0110)に相談してください。

～注意事項～

町役場や国などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること・手数料などの振り込みを求めることはありません。

町職員が皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を電話で問い合わせをすることはありません。

定額給付金は町内で使いましょう！

定額給付金は、家計を支援するほか、消費を増やして地域経済を活性化することを目的としています。できる限り町内の商店や事業所などで使っていただきますようお願いいたします。

問い合わせは、定額給付金対策室(766-9201)へ。